

指名停止措置

No.	業者名	所在地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備考
441(建設)	テクノ冷熱株式会社	鹿児島県 鹿児島市	<p>テクノ冷熱株式会社は、鹿児島市給水条例第4条及び第6条第2項に違反して無届で給水装置の工事を施工し、指定給水装置工事業者の指定の効力停止処分受け、鹿児島市水道局から不正又は不誠実な行為による指名停止措置(令和3年10月22日から令和3年11月21日まで1か月間)を受けた。</p> <p>○垂水市建設工事等有資格業者の指名停止に関する規程 (別表第2第8項:不正又は不誠実な行為)</p>	<p>令和3年11月12日から 令和3年12月11日まで (1箇月間)</p>	